

別表（第16条関係）

| 特定歴史公文書等の媒体 | 写しの交付の方法 | | 金額 |
|--|--|---------|---|
| 文書又は図画 （条例第15条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。） | 電子複写機により用紙に複写したものの交付（条例第15条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。） | 単色（黒）刷り | 1枚につき 10円 |
| | | カラー複写 | 1枚につき 50円 |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付 | 単色（黒）刷り | 1枚につき 10円 |
| | | カラー複写 | 1枚につき 50円 |
| | スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 0606および X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置又は日本工業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付 | | 写しの作成に要する費用に相当する額に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| 電磁的記録 | 用紙に出力したものの交付 | 単色（黒）刷り | 1枚につき 10円 |
| | | カラー複写 | 1枚につき 50円 |
| | 電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付 | | 写しの作成に要する費用に相当する |

| | |
|--|---|
| | 額 |
|--|---|

備考

- 1 用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を1枚として計算する。
- 2 文書又は図画を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本工業規格A列3番以下とする。
- 3 この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要した額とする。